

第三回参議院文部委員会會議錄第三号

昭和二十三年十一月十八日(木曜日)

本日の會議に付した事件

○委員長の報告

○國立國語研究所設置法案(内閣送付)

午後一時四十九分開會

○委員長(田中耕太郎君) 委員会を開會いたします。昨十七日に文化小委員会が開かれまして、小委員長の互選がございました。小委員長が決まりました。座長をお勤めになりました松野君から、経過並びに結果の御報告を願います。

○松野君内君 昨日は、午後一時より文化小委員会を開きました。不肖私、年長の故を以て、座長をいたしました。各委員に、委員長互選の議を諮りました。懇談の形式を取りまして、お互いに、この文部委員、なかならず文化小委員会なるものの使命を果した、一つ前國會からの文化委員長であられた山本委員を小委員長に煩わしいという全員の御氣持でありまして、たつてお願いしたのですが、過去第一回、第二回國會において文化委員長を勤めたが、いろいろ事情もあり、今度は休まして貰いたいということで、切なる御要望もありましたので、お願いいたし兼ね、一同は三島委員を小委員長にすることに議決いたしましたことを御報告申し上げます。あとは三島小委員長が委員長に就かれまして議事を進めましたが、一つ三島小委員長からお聴取を願いたいと思ひます。

の議事日程には載つてありませんのでありますが、國立國語研究所設置法案を本委員会に付託されましたので、これを議題にいたしまして御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(田中耕太郎君) それでは本法案につきまして、政府当局の提案理由の説明を求めます。

○國務大臣(不備廣君) 只今議題になりました國立國語研究所設置法案につきまして、提案の趣旨を御説明申し上げます。

今回提案いたしました國立國語研究所につきましては、かねていろいろの経緯があつたのであります。この國語、國字の改良の問題は、教育上のみならず、國民生活全般の向上に極めて大きな影響を與えるものであります。その解決は、祖國再建の基本的條件であると考へるのであります。併しながらその根本的な解決を図りますためには、國語及び國民の言語生活全般に亘りまして、科学的に総合的な調査研究を行う大規模な研究機関を設けることが、絶対に必要であるのであります。言換へますと、國語、國字のような國家、國民に最も關係の深い重大な問題に対する根本的な解決を策すること、どうしても相当大規模な調査研究の基礎の上に立たなければならぬと思つてあります。國家的な國語研究機関の設置につきましては、實に明治以來先覚者たちによりまして提唱さ

れて来た懸案でありまして、終戦後におきましても、すでに第一回國會におきましては、衆議院及び参議院が、國語研究機関の設置に関する請願を採択し、議決されておるのを初めといたしまして、國語審議會からの建議、又米

國教育使節團の勧告等もありまして、各方面からその設置が強く要望されておるのであります。政府におきましては、その設置につきましても、久しい間いろいろ研究を重ねたのであります。が、なか／＼實現を見ることなくして今日に至つたのであります。國會におきましては、世論の支持もあつたので、準備を急ぎまして、ここに提案したような次第でございます。この法案を作り出すにつきましては、國立國語研究所創設委員会を設けまして、その委員会には學界その他各關係方面の権威者に集まつて頂きまして、その御意見を十分に取入れてこの案ができたような次第でございます。

さてこの法案の骨子を申し上げますと、第一に、國立國語研究所は、國語及び國民の言語生活につきまして、科学的な調査研究を行う機関でありまして、その調査研究に当りましては、科学的な方法により研究が自主的に行うように定められておるのであります。

第二には、この研究所の事業は、國民の言語生活全般について廣範な調査研究を行いまして、國語政策の立案、國民の言語生活の向上に基礎的資料を

提供したいというように考えておるのであります。

第三の点は、この研究所の運営につきましては、評議員会を設けまして、その研究が教育界、學界その他社會各方面から孤立することなく、研究所の健全なる運営を図るようになつてほしいというように考えておるのであります。この研究所が設置されましたら、調査研究が進められるならば、我が國文化の進展に資するところが甚だ大きいことと思つておるのであります。

何とぞこの法案の必要性を認められ、十分御審議の上、御賛成あらんことを切に希望いたします次第であります。

○政府委員(田中耕太郎君) 本法案の内容につきまして、概略御説明申し上げたいと存じます。

法案の第一條には、研究所の目的を掲げておるのであります。この研究所が國語及び國民の言語生活に関する科学的調査研究を行い、これを基礎といたしまして、併せて國語の合理化の確実な基礎を築くため立てられたものであることを明らかにいたしております。同條第二項にいたしまして、この研究所が自主的研究を行うということを確保する意味におきまして、文部大臣は、人事及び予算に關しては監督いたしますが、研究内容につきましては、研究所の自主性を期待するという趣旨の規定であります。

題目といたしましては、現代の言語生活及び言語文化に関する調査研究、國語の歴史的發展に關する調査研究、國語教育の目的、方法及び結果に關する調査研究、それから今日以後民主的社會を向上發達させる意味において非常に重要性を持つておきます。いわゆるマス・コミュニケーションという意味におきます新聞、放送或いはその他廣告揭示といったような場合の、多数を相手とした言語に關する調査研究というものをいいます。

更に又この調査研究に基きまして、國語政策の立案に参考となる資料を作る、或いは國語研究資料を集成保存、公表する、更に又現代語辭典、方言辭典、歴史的國語辭典その他の研究成果を編集し、刊行するということも事業を規定いたしておるわけであり

それから第三條に規定しておりますところは、こうして國語に關する國立の研究所を立てますゆゑのものは、一面先に申しましたように、國の政策と關連を持たせるといふ点もございまして、他面又総合的性格を發揮するというのが一つの性格であるのでございまして、その意味におきまして、方々の大学であるとか、その外官公私立の學校、その他の研究所において種々行われております研究そのものを、この研究所の目的に合しますものを委託研究として研究所において利用して、総合的性格を發揮するといふ意味の規定であるのであります。

更に第四條、第五條及び飛びまするが、一番最後の第十一條に規定しておられますところは、この研究所を構成いたしました職員に関する規定でございます。第四條といたしまして、研究所に所長を置き、この所長は、一級の文部教官、或いは文部事務官として文部大臣が任命するのであります。更に第五條は所長の責任といたしまして、毎年少くも一回は調査研究の状況及びその成果に関する報告を公表しなければならぬとしております。更に第十一條には所員の定員が掲げられておるのでありますが、この定員を以て如何に研究所の部課を構成するか、その職員をどういふふう配置するかは、その前の第十條に規定いたしておるわけでありませう。

更に第六條から第九條に至りますまでの規定は、評議員会の規定でありまして、先に大臣が提案理由の説明に申されましたように、特にこの研究所が独善と申しまするか、それ自体の研究に没入してしまふことを避けまして、こうした國立研究所でありますので、これに評議員を設置いたしまして、その評議員の構成も各方面から学識経験者を以てこれに当てまして、研究所が計画いたしまする毎年の事業計画、或いは調査研究の委託、その外重要な事項について、所長は、評議員会の助言を求め、評議員会は又学界或いは社会上の各種の要求等を考えまして適切に助言を所長に與える、こういうことによりまして、研究所が一般学界或いは社会から孤立することを避けるというふうな意味を以ちまして、評議員会に関する規定が設けられたわけでありませう。第七條によりまして評議員会は

定員を二十名といたします。更にその任期は四年でありまして、二年ごとに半数を改選する、第八條において評議員会に評議員の互選による会長、副会長を置く、更に第九條におきましては、評議員会の運営方法等は、評議員会の助言によつて文部大臣が定めるといふような趣旨が規定されておるわけでありませう。

○委員長(田中耕太郎君) 本日はこれで散会いたします。
午後二時七分散会
出席者左の通り。

委員長 田中耕太郎君
理事 河崎 ナツ君
松野 喜内君
高良 とみ君
岩間 正男君

委員 左藤 義詮君
大隈 信幸君
梅原 眞隆君
河野 正夫君
堀越 儀郎君
三島 通陽君
山本 勇造君
中野 重治君
鈴木 憲一君
西田 天香君

國務大臣 下條 康麿君
文部大臣 栗山長次郎君
文部政務次官 小野 光洋君
文部事務官 稲田 清助君
(教科書局長)

十一月十八日予備審査のため、本委員会に左の事件を付託された。

一、國立國語研究所設置法案

國立國語研究所設置法案

(目的及び設置)

第一條 國語及び國民の言語生活に關する科学的調査研究を行い、あわせて國語の合理化の確実な基礎を築くために、國立國語研究所(以下研究所といふ)を設置する。

2 研究所は、文部大臣の所轄とする。文部大臣は、人事及び予算に關する事項に係るものを除くほか、研究所の監督をしてはならない。

(事業)

第二條 研究所は、次の調査研究を行う。

- 一 現代の言語生活及び言語文化に關する調査研究
- 二 國語の歴史的發達に關する調査研究
- 三 國語教育の目的、方法及び結果に關する調査研究
- 四 新聞における言語、放送における言語等、同時に多人数が対象となる言語に關する調査研究

2 研究所は、前項の調査研究に基き、次の事業を行う。

- 一 國語政策の立案上参考となる資料の作成
- 二 國語研究資料の集成、保存及びその公表
- 三 現代語辭典、方言辭典、歴史的國語辭典その他研究成果の編集及び刊行

(調査研究の委託)

第三條 研究所の事業は、他の研究機関又は個人によつて既に行われ

又は現に行われている同種の調査研究と重複しないことを原則とする。

2 研究所は、前項の重複をさけるために、前條第一項各号の一に該当する調査研究が他の適當な研究機関又は個人によつて既に行われている場合には、研究所の事業として、その調査研究をその研究機関又は個人に委託することができ

(所長)

第四條 研究所に所長を置く。

2 所長は、一級の文部教官又は文部事務官のうちから、文部大臣が命ずる。

3 所長は、他の政府職員と兼ねることができない。

(報告の公表)

第五條 所長は、毎年少くとも一回、調査研究の状況及びその成果に関する報告を公表しなければならない。

(評議員会)

第六條 研究所に評議員会を置く。

2 評議員会は、研究所の毎年の事業計画、調査研究の委託その他重要事項について審議し、所長に助言する。

3 所長は、前項の重要事項については、評議員会の助言を求めなければならない。

第七條 評議員会は、二十人の評議員(評議員)

員で組織する。

2 評議員は、國家公務員法(昭和二十二年法律第二十号)の定めるところにより、学識経験のある者のうちから、文部大臣が命じ、又は委嘱する。

3 学校の教職員を除く政府職員は、評議員となることができない。

4 評議員の任期は、四年とし、二年ごとにその半数を改任又は改嘱する。但し、再任又は再委嘱を妨げない。

5 補欠の評議員の任期は、前任者の任期の残任期間とする。

(評議員会の会長及び副会長)

第八條 評議員会に評議員の互選による任期二年の会長及び副会長各一人を置く。

(研究所の運営)

第九條 この法律に定めるものを除くほか、評議員会の運営方法に關する事項は、評議員会の助言によつて、文部大臣が定める。

(定員)

第十一條 研究所に置かれる専任の文部教官又は文部事務官の定員は、次の通りとする。

級別	一級	二級	三級	計	備考
職員の種類	三人	一〇人	一二	二五人	文部教官又は文部事務官のうち、所長の定員を含む。

2 文部教官又は文部事務官で現に二級又は三級の地位にあるものは、轉任によつて、それ／＼前項の一級又は二級の文部教官又は文部事務官となることができない。

附則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 この法律施行の後、最初に命ぜられ、又は委嘱される評議員のうち、半数の者の任期は、第七條第四項の規定にかかわらず、二年とする。

昭和二十三年十二月二日印刷

昭和二十三年十二月三日發行

參議院事務局

印刷者 印刷局